令和7年度 平塚市住居表示審議会 次第

日　時　　令和７年　７月　３０日（水）
　　１０：００～

場　所　　平塚市役所本館６１９会議室

１　開　会

２　議題
（１）旭地区住居表示の進捗報告
（２）今後の住居表示の方向性について

３　その他

４　閉　会

資料

令和７年（２０２５年）７月30日

令和７年度　住居表示審議会

平塚市　都市整備課

次第

１　旭地区第２次・第３次の住居表示の進捗状況

（1）旭地区のこれまでの取組
（2）第２次（徳延・纒・河内）の進捗状況
（3）第３次（高村・出縄・根坂間・公所）の進捗状況

２　今後の住居表示の方向性について

（1）住居表示の効果と住所変更手続きの発生
（2）住居表示区域の考え方
（3）住居表示の方向性

１　旭地区第２次・第３次の住居表示の進捗状況

（1）旭地区のこれまでの取組

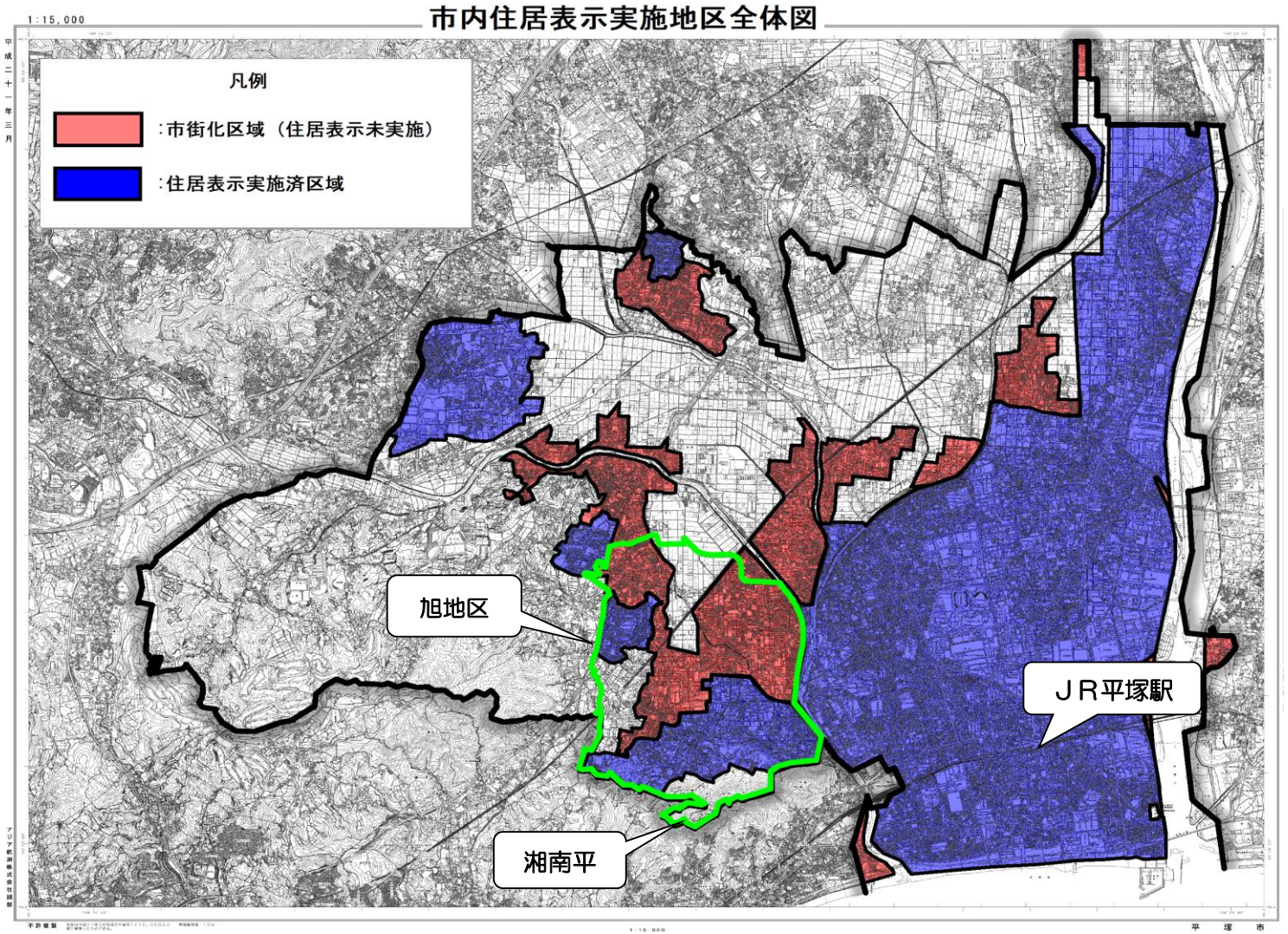

昭和３９年より平塚駅周辺から外縁部へ住居表示を整備している。（青色）整備済みは市街化区域の約８割となる。

令和４年に旭地区第１次（山下・高根・万田）を整備した。

・対象区域は昭和60年に整備した日向岡一・二丁目、都市公園区域の高麗山公園を除く10大字とする。

・検討内容は、区域や新しい町名となり、地域の意見を伺い検討する。

↓

住居表示は地域の協力が必要

・平成30年度（2018年度）に16地区の自治会長で構成される住居表示協議会を設立し、検討を開始した。

〇区域が広いため、３つに分けること
〇それぞれの検討会を設けること

（旭地区）区域図

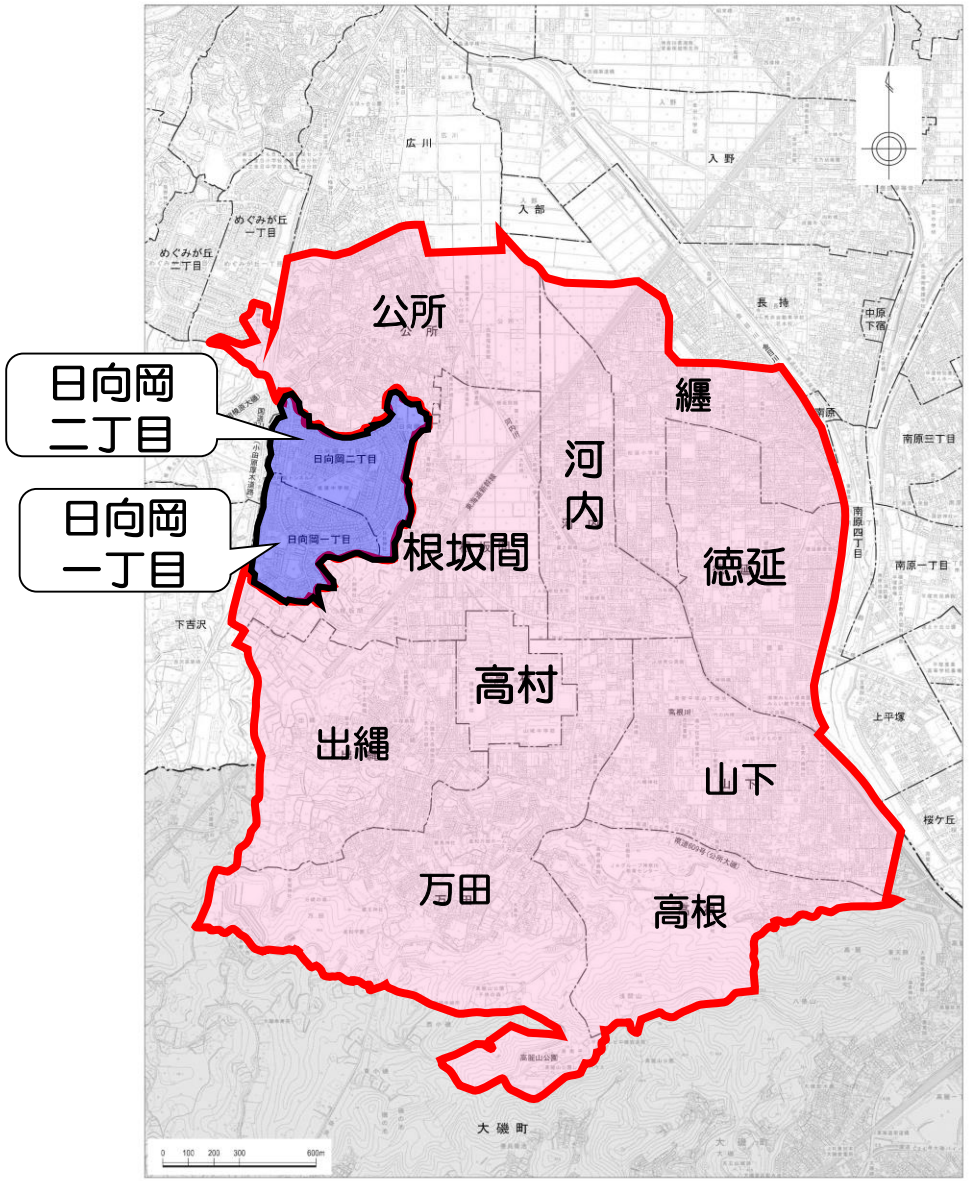

旭地区の検討体制

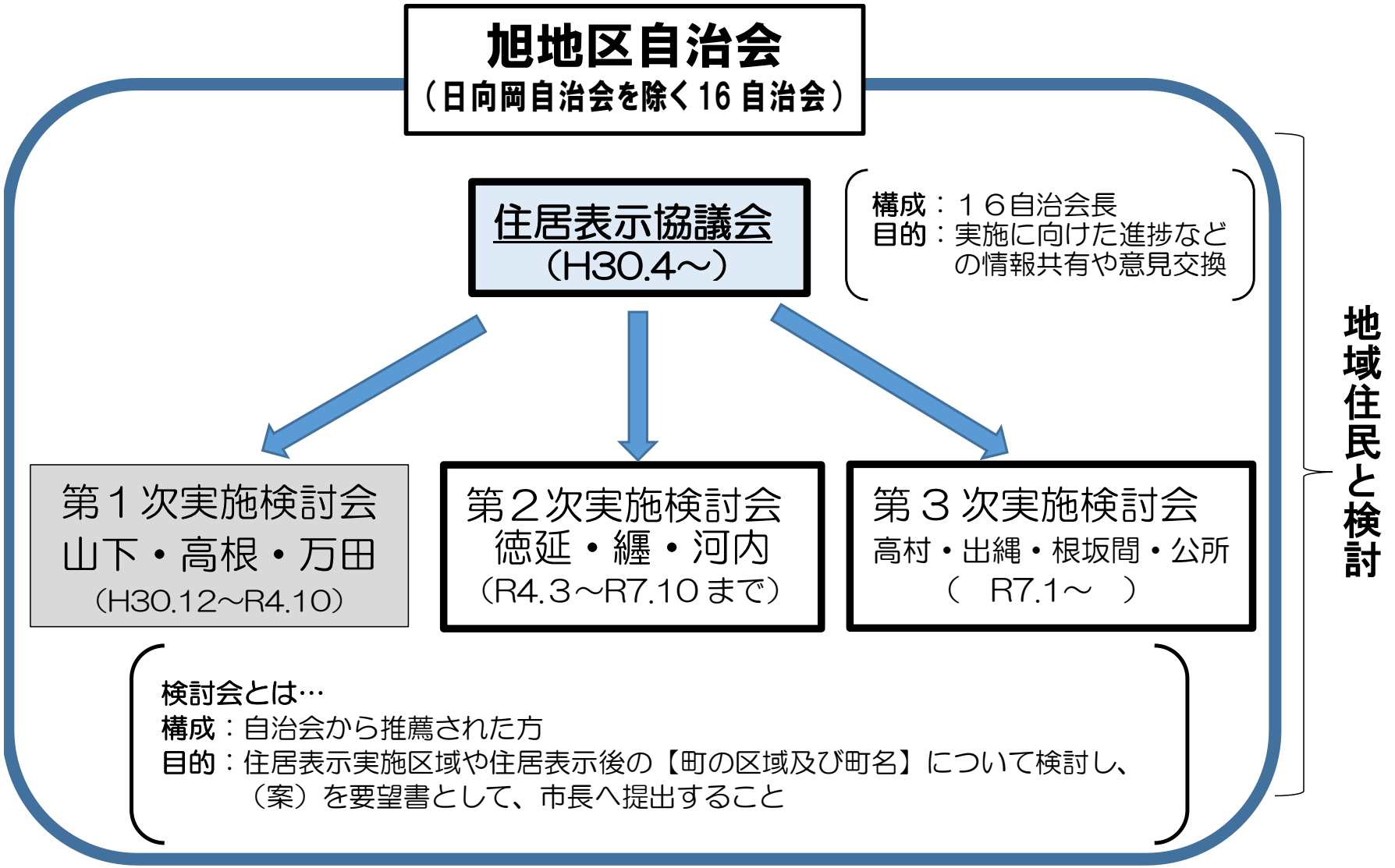

（事務局：市都市整備課）

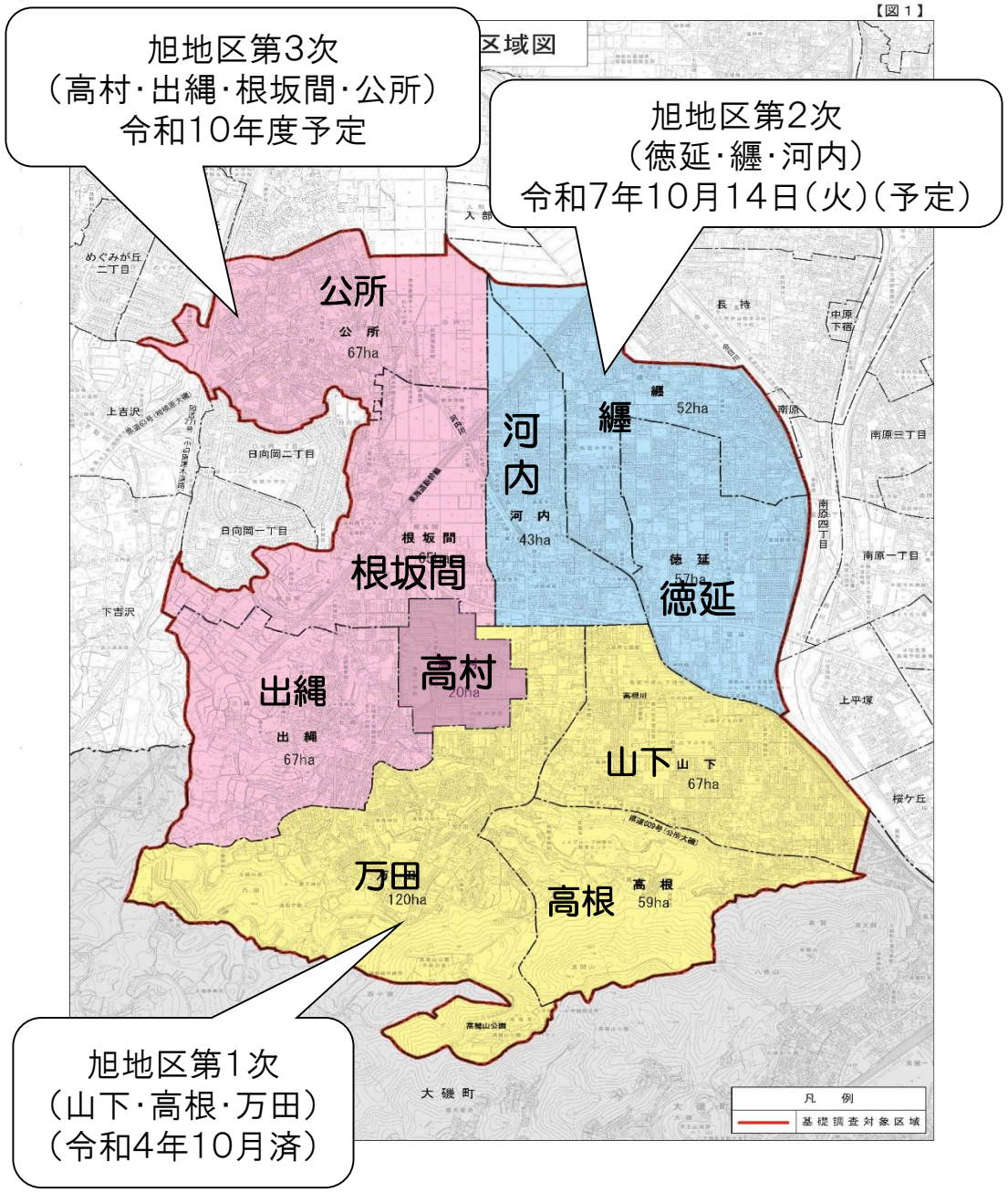

旭地区は、日向岡一丁目・二丁目を除く、
１０大字を３回に分けて住居表示を実施している。

	大字名	町名（予定）
旭地区第１次	山下 高根 万田	山下一丁目～三丁目 高根一丁目～三丁目 万田一丁目～三丁目
旭地区第２次	徳延 纒 河内	徳延一丁目～三丁目 纒一丁目～四丁目 河内一丁目～二丁目
旭地区第３次	高村 出縄 根坂間 公所	今後に検討

（2）第２次（徳延・纐・河内）の進捗状況

①旭地区第２次実施検討会による検討

開催回数　　：８回（令和４年３月～令和５年１１月まで）

主な検討内容　：区域や町名など

主な周知方法等：（ア）「大切なお知らせ」の配付 ８回（全戸配付　進捗状況や今後の予定など）

（イ）説明会の開催 ３回（町界変更 根坂間から河内、河内から纐）

（ウ）市ホームページへの掲載

令和６年１月に、市へ要望書を提出
要望書の内容は、新しい町の区域及び町名
（徳延一丁目～三丁目、纐一丁目～四丁目、河内一丁目～二丁目）

【参考】『住居表示に関する大切なお知らせ』の例

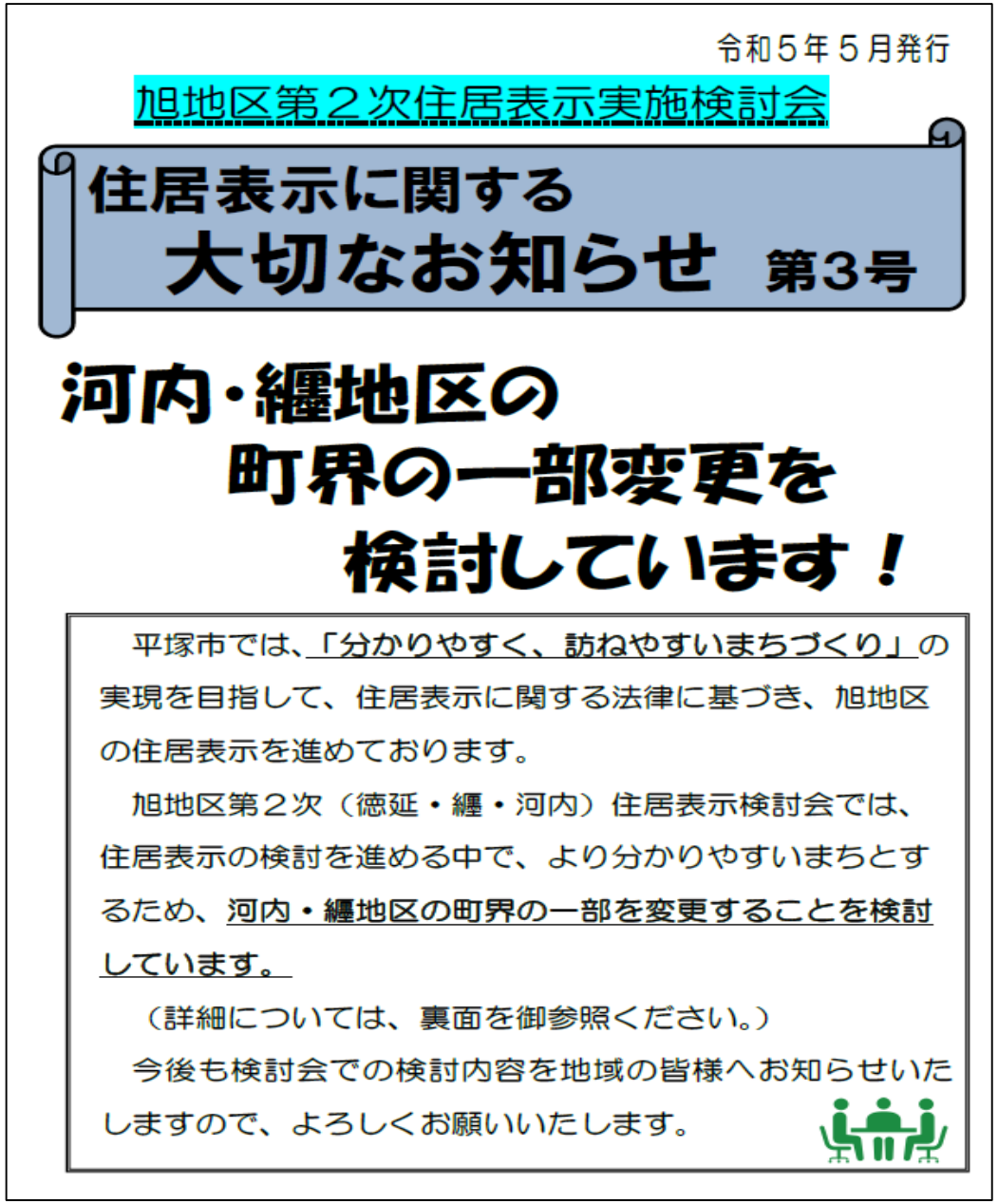

令和５年５月発行

旭地区第２次住居表示実施検討会

住居表示に関する
大切なお知らせ　第3号

河内・纏地区の町界の一部変更を検討しています！

平塚市では、「分かりやすく、訪ねやすいまちづくり」の実現を目指して、住居表示に関する法律に基づき、旭地区の住居表示を進めております。

旭地区第２次（徳延・纏・河内）住居表示検討会では、住居表示の検討を進める中で、より分かりやすいまちとするため、**河内・纏地区の町界の一部を変更することを検討しています。**

（詳細については、裏面を御参照ください。）

今後も検討会での検討内容を地域の皆様へお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

発行：旭地区第２次住居表示実施検討会

検討状況を全戸配付によりお知らせしている。

②市の法令等の手続きと今後のスケジュール

旭地区第２次住居表示区域図

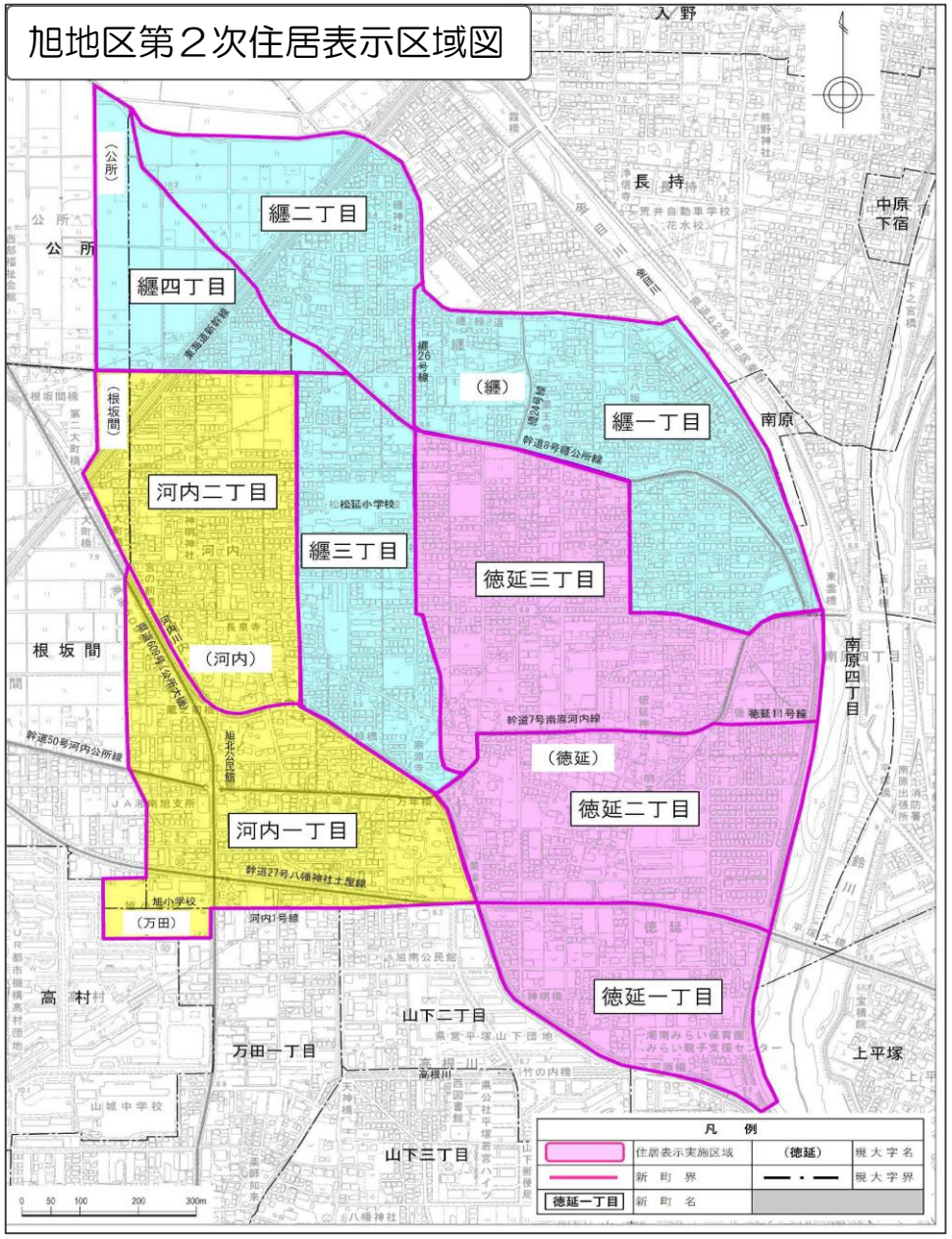

年月 （予定を含む）	内容
令和５年１２月	同年８月の審議会の答申を経て、「実施する区域」を市議会で議決
令和６年１２月	同年７月の審議会の答申を経て、町の区域及び町名を市議会で議決 （左図のとおり）
令和７年８月中旬	告示（町の区域、町名、街区符号、住居番号、期日等） （（町名）●●△丁目（街区符号）〇番（住居番号）×号）
令和７年９月上旬	新住所の通知、住居表示の手引き等を送付 動画を公開（住所変更手続き） 動画を見られない方への上映会 旭北・旭南公民館、松延小学校 （９月下旬を予定）
令和７年１０月１４日 （火曜日）	**住居表示開始 （●●△丁目〇番×号へ）**

（３）旭地区第３次（高村・出縄・根坂間・公所）の進捗状況

旭地区第３次住居表示実施検討会による検討

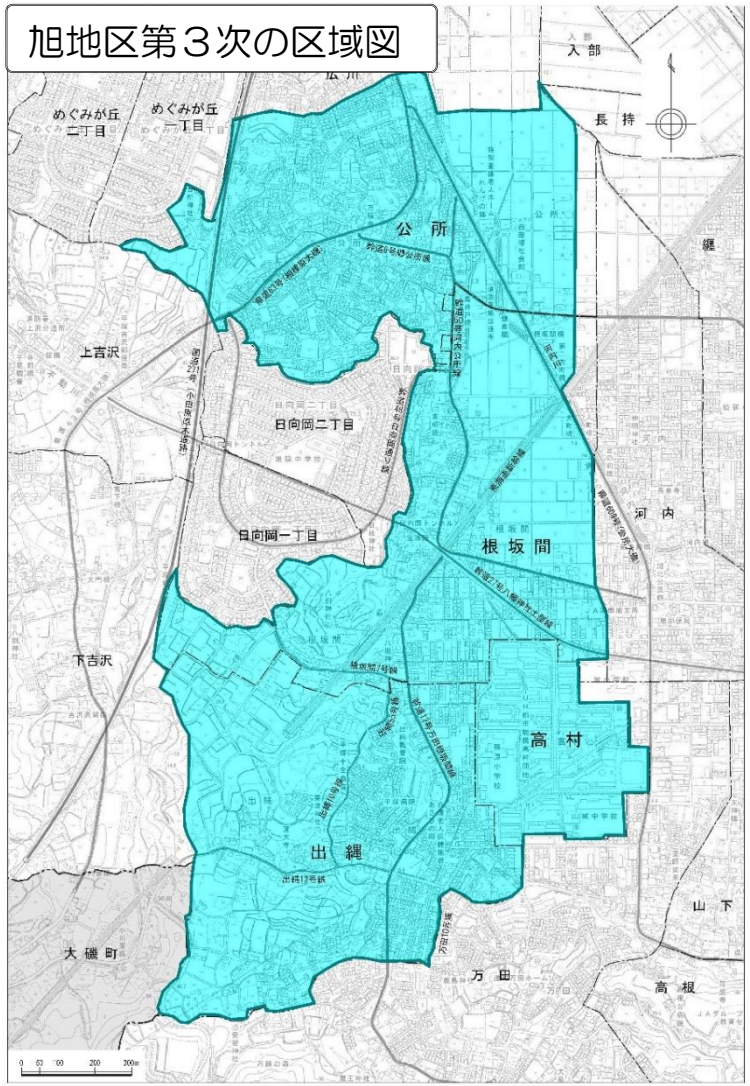

発　足：令和７年１月

目　的：実施区域（外枠）や
「町の区域及び町名」（案）
について検討すること

構　成：各自治会から推薦された委員（８名）

経　過：６月まで４回開催し、実施区域等を
検討している。今後も開催していく。

２　今後の住居表示の方向性について

（１）住居表示の効果と住所変更手続きの発生

住居表示の効果

①目的地（建物）などへ訪ねやすくなる。

②緊急時の通報に必要な「位置」が明確になり、
救急車等の緊急車両がより早く到着できる。

③宅配物や郵便物等の誤配や遅配が減少する。

住居表示により…

㋐街区表示板と㋑住居番号表示板

がつく。

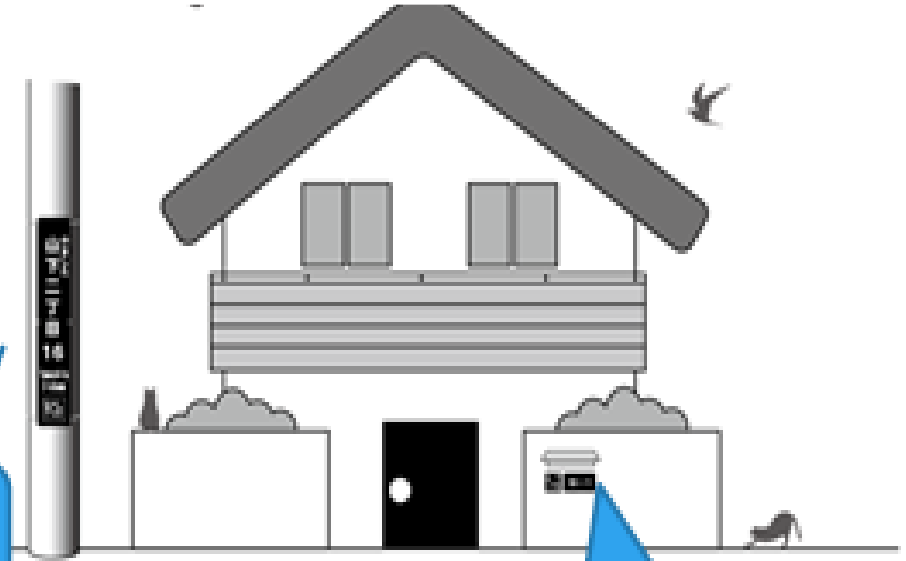

住所変更手続きの発生

ご自身が住所変更手続きを行う主なもの

（法令等により、行政や関係機関で変更ができない）

- マイナンバーカード
- 運転免許証
- 普通自動車などの所有者・使用者
- 登記簿（権利部）
- 個人契約の銀行口座や保険

行政等が住所変更手続きを行う主なもの

（行政や関係機関が職権で変更できる）

・住民基本台帳（住民票）

・印鑑登録原票（印鑑登録証明書）

・土地、建物登記簿（表題部）

・上下水道　　など

（2）住居表示区域検討の考え方

○住居表示に関する法律（抜粋）

付則抄

（住居表示の実施に関する経過規定）

市町村は、（略）住民の日常生活に不便を与えている**市街地**である区域について、（略）住居表示を実施するように努めなければならない。

市街地の定義

出典：「住居表示制度の解説」自治省（昭和３８年４月）

> 市街地とは、地方公共団体の中心の市街地を形成し、客観的な市街地という概念に当てはまる地域を指す。

本市では、市街地形成などが進んでいる市街化区域の未整備地区の検討を優先したいと考えます。居住人口などが多く、住居表示整備区域と隣接することから、事業効果が高いためです。また、近隣市も同様に取り組んでいます。

（3）住居表示の方向性

連合自治会等に住居表示の効果や手続きについて、情報提供を行っていきます。
住居表示の整備にあたっては、連合自治会等のご意見を伺いながら、検討着手の判断をしていきます。

進め方のフロー（イメージ）

①効果や住所変更手続きなどの説明（連合自治会単位）
②合意形成（連合自治会単位）
③検討会の組織化（各自治会からの委員選出）
④検討の開始